

# 第1章

## 計画の策定にあたって

- 1 はじめに
- 2 これまでの取り組み
- 3 富士見市男女共同参画プランとは
- 4 本市の現状
- 5 男女共同参画に関する市民の意識

<空白>

## 1 はじめに

男女共同参画社会とは、男女共同参画基本法で、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、それによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担う社会」と定義しています。そして、男女共同参画の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけています。

基本法の「男女共同参画」の英語訳は「ジェンダー・イクオリティ」であり、その意味は「男女平等」です。つまり、あらゆる領域で、男女が共に対等な構成員として、性差（\*1）にしばられることなく、個性に基づき、自分自身の意思によって、計画の立案・意思決定の段階から参画し、責任を担うことができる社会のことであり、これまで男女平等の実現に向けて、富士見市においても国同様、様々な取り組みを行ってきました。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的な役割分担に基づく人々の意識や社会慣行は依然として根強く、様々なところで男女間の不平等が残されています。また、少子高齢化が加速しており、経済状況の変動も激しく、正規雇用と非正規雇用の間の格差の広がりや、長時間労働など健康を害する働き方が問題となっています。

このような変化に対応する上で「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が必要となっています。

「人間開発報告書 2009」によると、日本のジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）（\*2）は、世界109カ国中57位と先進諸国の中で極端に低い状況で、女性の社会参画が依然として遅れています。

### \*1 性差

ここでの性差とは、人間の生まれながらの生物学的性別（セックス）ではなく、社会通念や習慣の中で、社会によって作り上げられた役割としての男性、女性の別（社会的性別）を指します。

### \*2 ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）

国連開発計画（UNDP）が、ジェンダーの不平等に焦点をあて導入した手法で、「人間開発報告書 1995～ジェンダーと人間開発」公表以降の報告書に用いられています。女性が積極的に経済活動や政治活動に参加し、意思決定に参画しているかを測るものです。男女の国会議員比率、男女の専門職・技術職比率と管理職比率、男女の推定勤労所得の3つを用いて算出されます。

ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）					
順位	国名	値	順位	国名	値
1	スウェーデン	0.909	11	スペイン	0.835
2	ノルウェー	0.906	12	カナダ	0.830
3	フィンランド	0.902	13	スイス	0.822
4	デンマーク	0.896	14	トリニダード・トバゴ	0.801
5	オランダ	0.882	15	英国	0.790
6	ベルギー	0.874	16	シンガポール	0.786
7	オーストラリア	0.870	17	フランス	0.799
8	アイスランド	0.859	18	米国	0.767
9	ドイツ	0.852	19	ポルトガル	0.753
10	ニュージーランド	0.841	20	オーストリア	0.744
			57	日本	0.567

（「人間開発報告書 2009」より作成）

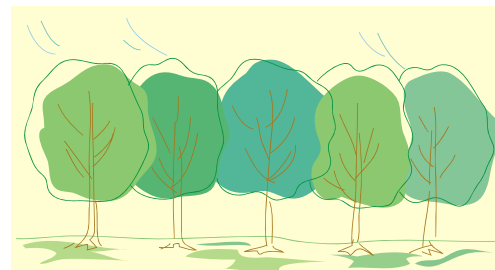
## 2 これまでの取り組み

### 【国際的な取り組み】

- ・1979年（昭和54年）、国連総会で『女子差別撤廃条約』（\*1）が採択され、締約国は女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、差別を撤廃する政策を全ての手段によって、それを遅延なく措置することが合意されました。
- ・1993年（平成5年）、国連総会で『女性に対する暴力の撤廃に関する宣言』が採択されました。
- ・1995年（平成7年）、国連特別総会（世界女性会議）で、女性の地位向上のために2000年までの5年間で優先して取り組むべき行動計画が明らかにされました。この会議において、『北京宣言及び行動綱領』が採択され、「女性の権利は人権であること」と女性のエンパワーメントの促進やパートナーシップ（政府とNGO、女性と男性等）の確立等が確認されました。
- ・2000年（平成12年）、国連特別総会（女性2000年会議）で女性の地位向上のための誓約について、実行の主たる責任を各国政府に求めた『政治宣言』と今後の政策の指針となる『成果文書』が採択されました。
- ・2005年（平成17年）、国連婦人の地位委員会（北京+10）が開催され、さらなる女性の地位向上のための取り組み実施に向けた戦略や、今後の課題について協議し、10項目の女性の地位に関する決議が採択されました。

### 【国の取り組み】

- ・1985年（昭和60年）、『民法』（\*2）や『国籍法』（\*3）等の改正を行い、『女子差別撤廃条約』を批准しました。それに伴い、その後、『男女雇用機会均等法』（\*4）や『育児介護休業法』が施行されました。
- ・1996年（平成8年）、あらゆる分野における社会制度や慣習を男女平等の視点から見直し、男女共同参画を推進する社会システムの構築を目指して「男女共同参画2000年プラン」（1996年～2000年）が策定されました。
- ・1999年（平成11年）、『男女共同参画社会基本法』が制定されました。
- ・2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本法に基づく、初の国内行動計画として「男女共同参画基本計画」（2000年～2005年）が策定されました。
- ・2005年（平成17年）、長期的経済活動の低迷と雇用環境の悪化等、国内外の状況を背景に「男女共同参画基本計画（第2次）」（2005年～）が策定されました。この計画には、従来の政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女雇用機会均等の推進、仕事と家庭（\*5）・地域生活の両立支援と働き方の見直し、女性に対するあらゆる暴力の根絶（\*6）等の領域に、新たに取り組むを必要とする領域として防災、まちづくり、環境等が重点事項として盛り込まれました。



## 【富士見市の取り組み】

- ・1991年（平成3年）、女性問題に関する市民の意識や現在の女性のおかれている生活実態を総合的に捉え、男女平等社会を確立する基礎資料とするために「富士見市男女平等に関する市民意識調査」を実施しました。
- ・1993年（平成5年）、「21世紀に向けての富士見市女性行動計画（第1次）」（1993年～1997年）を策定しました。
- ・1996年（平成8年）、「女（ひと）と男（ひと）との情報誌」の発行を開始し、男女平等意識の普及や情報提供等を行ってきました。（2003年からは市の広報紙「男女共同参画ひろば いっぽいっぽ」に移行）
- ・2000年（平成12年）、公募の市民を含む「男女共同参画社会確立協議会」の提言を受け、男女共同参画社会確立のための富士見市行動計画「男女共同参画ふじみ2000年プラン（第2次）」（2000年～2009年）を策定しました。
- ・2004年（平成16年）、多様な市民参加を進め、市民と市が、お互いの信頼関係のもとでそれぞれの役割と責任を担いながら、まちづくりのパートナーとして、共通の課題をともに考え、行動するために『富士見市自治基本条例』を制定しました。
- ・2007年（平成19年）、男女の個性と尊厳が守られる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的として『富士見市男女共同参画推進条例』を制定しました。
- ・2008年（平成20年）市民の意識や実態を総合的に把握し、さらなる施策の推進に反映させるための基礎資料として「男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。
- ・市では、基本構想、基本計画、実施計画の3層からなる計画をまちづくりの指針として策定しました。第4次基本構想（2001年～2010年）の6つの方向性のひとつ「市民と行政が共につくるまち」に男女共同参画の推進を位置づけました。

### \* 1 女子差別撤廃条約

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女性に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的、社会的、経済的及び文化的分野等の活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。また、締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的として、暫定的に女性を優遇する特別措置を勧めています。

### \* 2 民法の改正

『女子差別撤廃条約』批准にむけた国内法整備のために、家制度が廃止されました。しかし、現在も夫婦別姓、婚姻最低年齢の男女差異、再婚禁止期間の男女差異、非嫡出子に対する差別等が課題として残されています。

### \* 3 国籍法の改正

『女子差別撤廃条約』批准にむけた国内法整備のために、父権優先主義から父母両係主義に変わりました。つまり、父親が日本国籍である子ども同様に、母親が日本国籍の場合も子どもに日本国籍が与えられることになりました。

### \* 4 男女雇用機会均等法

1985年（昭和60年）、雇用の分野でも女性が性別による差別をされることなく、男性と均等な機会と待遇が得られることを目指して『男女雇用機会均等法』が制定されました。1997年（平成9年）の改正では、女性だけの募集や、母性保護を目的とするものを除く女性優遇が原則禁止されたり、セクシュアル・ハラスメントの創設などが盛り込まれました。さらに、2007年（平成19年）には、募集・採用にあたり、一定の身長、体重、体力や全国への転勤を要件とするこ

となどが、表面上は性別による差別ではなくても、実質的に女性にとって不利となる「間接差別」として禁止されました。

\* 5 仕事と家庭生活の両立支援

2001年（平成13年）、『仕事と子育ての両立支援策方針について』が閣議決定され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重視されるようになりました。2003年（平成15年）、『次世代育成支援対策推進法』が施行され、2005年（平成17年）4月から従業員301人以上の事業所に、仕事と育児を両立するための行動計画の策定が義務付けられました。また、同年、『育児休業・介護休業等 育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）』の一部が改正され、期間雇用者のうち一定の要件を満たす者への育児・介護休業取得の拡大、育児休業期間の延長、子どもの看護休暇の創設等が規定されました。2007年（平成19年）、『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』と『仕事と生活の調和推進のための行動指針』が策定され、国民に向けたキャンペーンなど、様々な取り組みがなされています。

\* 6 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた支援

2000年（平成12年）、特定の者に対する恋愛感情などの好意やそれが満たされなかった場合の恨み等の感情を満たす目的で、つきまとい等の相手に行う行為に対して警告、禁止命令等の措置を定めた『ストーカ行為等の規制等に関する法律』が制定されました。2001年（平成13年）、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）』が制定され、2004年（平成16年）の改正では、精神的・経済的暴力等、心身に有害な影響を及ぼす言動を「配偶者からの暴力」に含めること、元配偶者に対しても保護命令を発することができるようにすること、保護命令の対象に子どもも含めること等、被害者の自立支援が明確化されました。さらに、2007年（平成19年）の改正では、電話等を禁止するなどの保護命令の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等が定められ、2008年（平成20年）に施行されました。また、女性や子どもに対する重大な人権侵害である人身取引について、2005年（平成17年）、『刑法』の改正で人身売買罪が創設されました。

### 3 富士見市男女共同参画プランとは

『男女共同参画社会基本法』に基づくほか、『富士見市男女共同参画推進条例』の理念に基づき、思いやりと活力に満ちた地域社会が形成された魅力ある富士見市を築くことを目指し、施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。

この計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び、埼玉県「男女共同参画計画」を勘案するとともに、富士見市の総合計画や他の関係する計画との整合性を図りながら策定したものです。

2008年（平成20年）11月実施の男女共同参画に関する市民意識調査結果を踏まえ、「男女共同参画推進庁内連絡会議」等で庁内との調整を図りながら、「富士見市男女共同参画社会確立協議会」で検討・提出された提言を尊重し、パブリックコメントを行い、市民の意見を反映させました。

#### （1）計画の理念（「富士見市男女共同参画推進条例」第3条参照）

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会的な制度や慣行の見直し
- ③ 女性の社会参画の推進
- ④ 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- ⑤ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と自己決定権の尊重
- ⑥ 男女間における暴力の根絶
- ⑦ 国際的協調

#### （2）計画期間

2010年（平成22年）10月から2020年（平成32年）9月までの10年間とし、中間年である2015年（平成27年）に社会情勢の変化に的確に対応するための見直しを行います。

#### （3）計画推進にあたっての市・市民・事業者・教育に携わる者の責務

「富士見市男女共同参画推進条例」において、市・市民・事業者・教育に携わる者がそれぞれの役割を担い、協働で計画の推進を行うことを責務と定めています。

#### （4）計画の推進について

次の5つの点に留意して計画を推進します。

- ① 重点施策と評価指標の導入  
施策の中からより緊急性・重要度の高いものを重点施策として挙げます。また、計画の進捗について評価指標を示し目標値を設定します。
- ② 年次報告の作成と公表  
毎年、数値目標の達成状況と各施策の実施状況を把握し公表します。
- ③ 富士見市男女共同参画推進条例  
魅力ある富士見市を築いていくために、条例に基づき、市・市民・事業者・教育に携わる者が協働して、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進します。
- ④ 富士見市男女共同参画社会確立協議会  
市長の求めに応じて、男女共同参画の推進に関する事項を調査・検討した結果を施策に反映させます。
- ⑤ 富士見市男女共同参画推進庁内連絡会議  
計画に掲げられた施策を総合的・効果的に進めるために、全庁的な推進体制のもと、関係する各部局が連携して取り組みます。

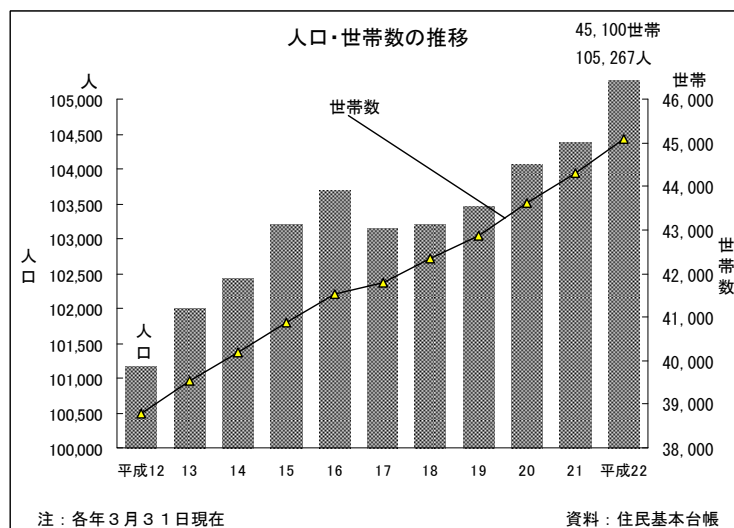
## 4 本市の現状

### (1) 社会環境の現状

#### ① 人口推移

人口（各年3月31日現在）は、年々増加する傾向が続いており、平成22年3月31日現在で105,267人となっています。これを平成12年の人口101,171人と比較すると、約4%の増加となっています。

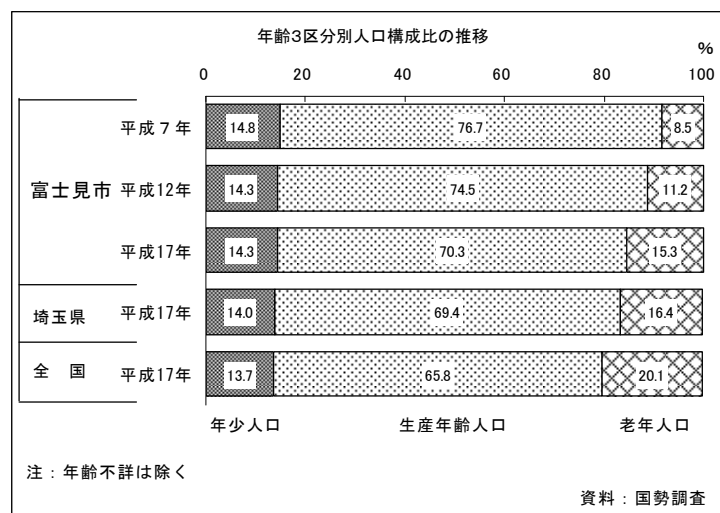
人口、世帯数ともに増加していますが、人口に比べて世帯数の伸びの方が大きく、1世帯当たりの平均人員数は平成12年の2.6人から平成22年の2.3人へと減少しています。



#### ② 年齢構成

平成17年における人口の構成比をみると、年少人口（0～14歳）14.3%・生産年齢人口（15～64歳）70.3%・老年人口（65歳以上）15.3%となっており、老年人口の割合を平成7年と比較すると、6.4ポイント増加し、高齢化の進行がみられます。一方、年少人口の比率はほぼ横ばいとなっています。

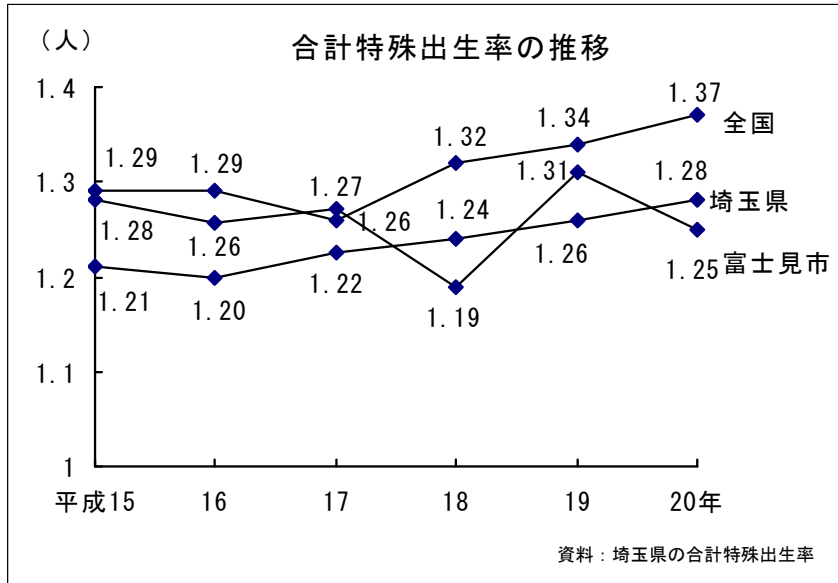
国・県と比較すると、平成17年の年少人口は県平均を0.3ポイント、全国平均を0.6ポイント上回っており、本市の方が総人口に子どもの占める比率が高いことが分かります。また、老年人口は、増加傾向にはあるものの、県平均を1.1ポイント、全国平均を4.8ポイント下回っています。





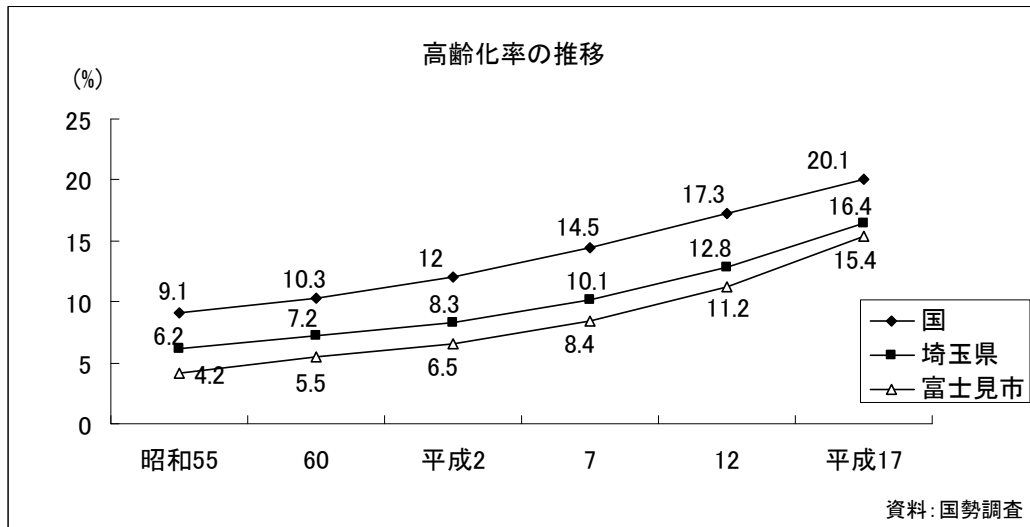
### ③ 少子化の推移

合計特殊出生率は、全国平均と県平均の間の値で推移した後、平成18年に一旦下降し1.19となりましたが、翌年の平成19年には1.31まで急上昇しました。しかし、平成20年には1.25で再び県平均の1.28の間を下回っています。



### ④ 高齢化の推移

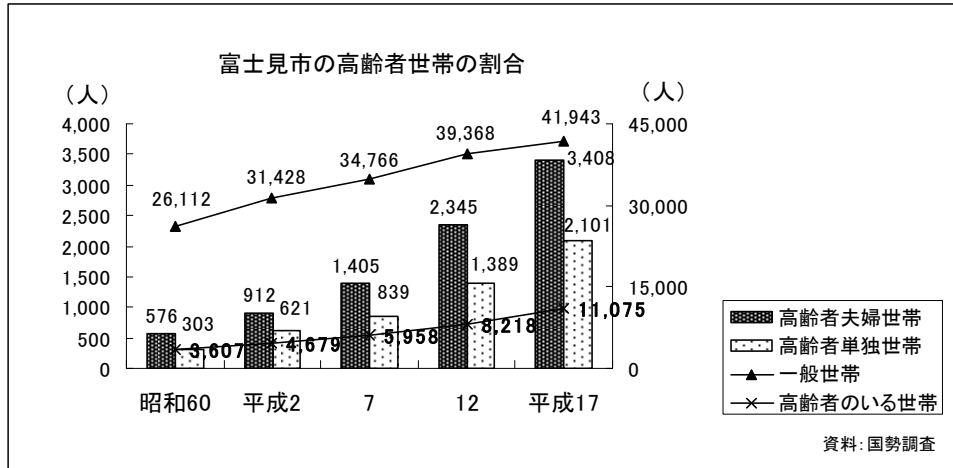
高齢化率（65歳以上の人口が全人口に占める割合）は、国・県平均よりも下回っていますが、ほぼ平行して増加の傾向にあります。平成17年度には、国との差が4.7ポイントまで縮まっています。



### ⑤ 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯は、年々増加しています。一般世帯数に占める高齢者世帯の割合は、昭和60年には13.8%でしたが、平成17年には26.4%と約2倍になっています。

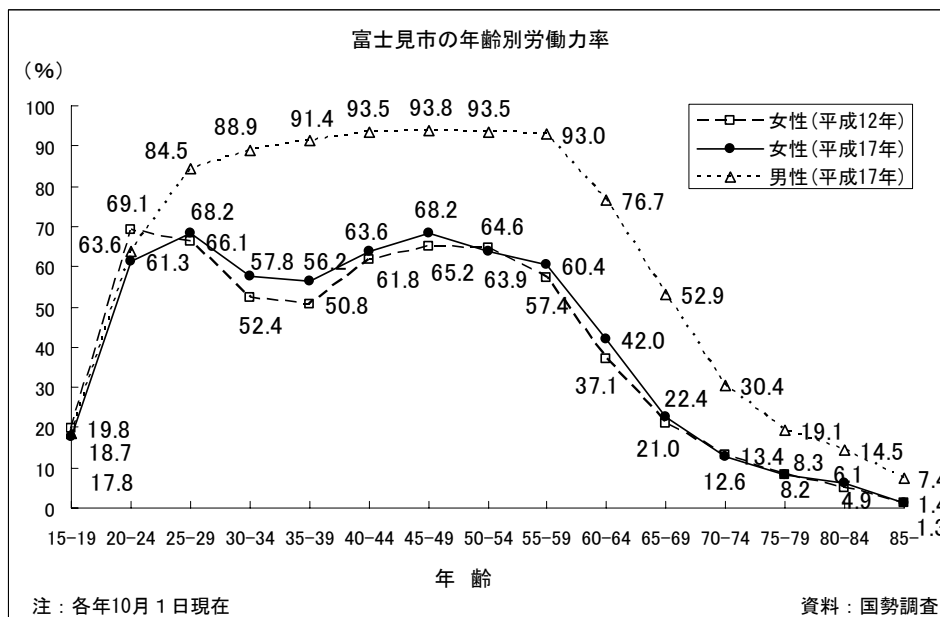
また、高齢者世帯の中でも、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯（夫婦のみの世帯で、夫婦のどちらか又は両方が65歳以上）の割合が大きく増加しています。



### ⑥ 女性の年齢別労働力率

働く市民の割合は、男性は25-29歳の層で急に上がり、なだらかな上昇曲線を描いた後、60-64歳の所で急激に減少しています。また、女性の割合を過去のデータと比べてみると、平成17年国勢調査結果では、20-24歳で平成12年時を下回っているものの、50-54歳などを除いて上昇傾向がみられます。

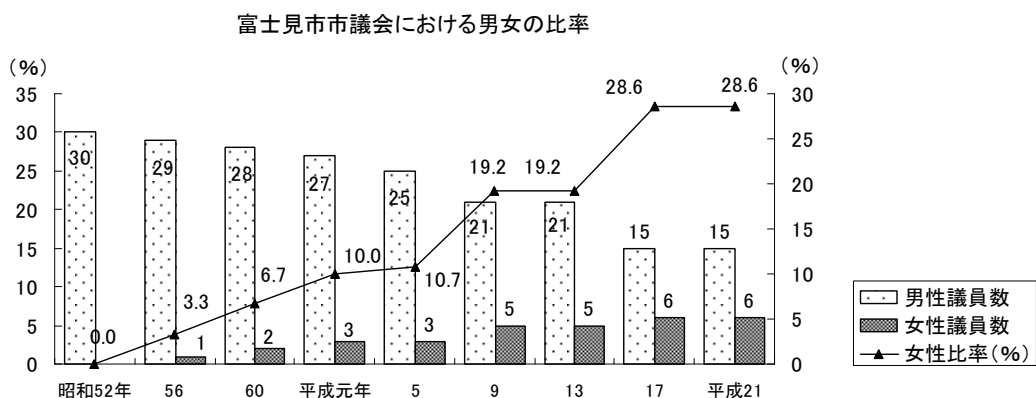
また、働く女性の割合が30歳代でいったん低くなるいわゆる“M字曲線”がみられ、20歳代で働いていた女性が、子育て期とみられる30歳代で相当数仕事を離れていることがわかります。ただ、“M字”の落ち込み具合は、以前と比べると緩やかになっています。



## (2) 政策・方針決定への参画

### ① 市議会議員への女性の参画状況（改選時）

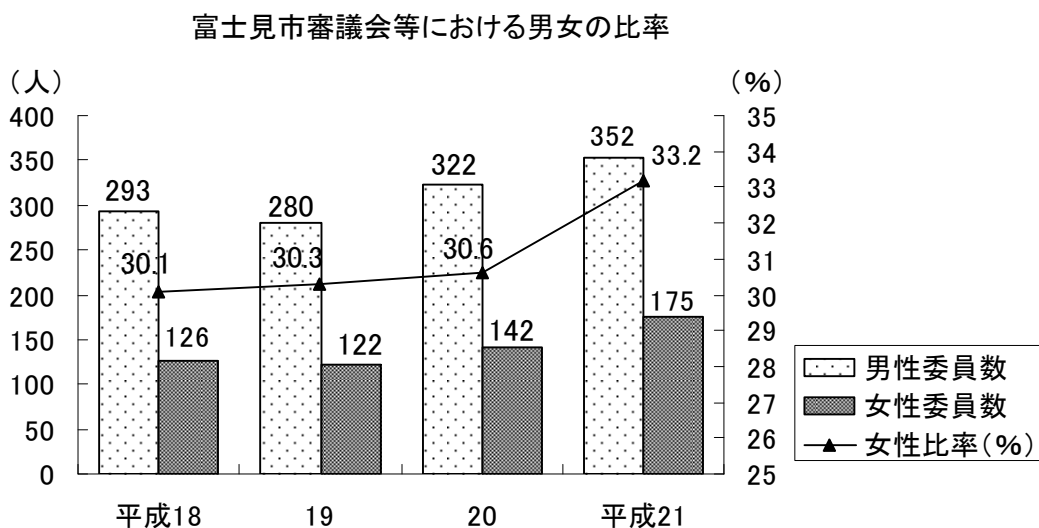
市議会議員に占める女性の割合は年々増加の傾向にあり、平成 21 年度改選時において 28.6%と、全国の市議会における女性議員割合の平均 12.4%（平成 21 年 12 月）からみて高い参画率です。



資料：富士見市議会ホームページより

### ② 審議会等への女性の参画状況

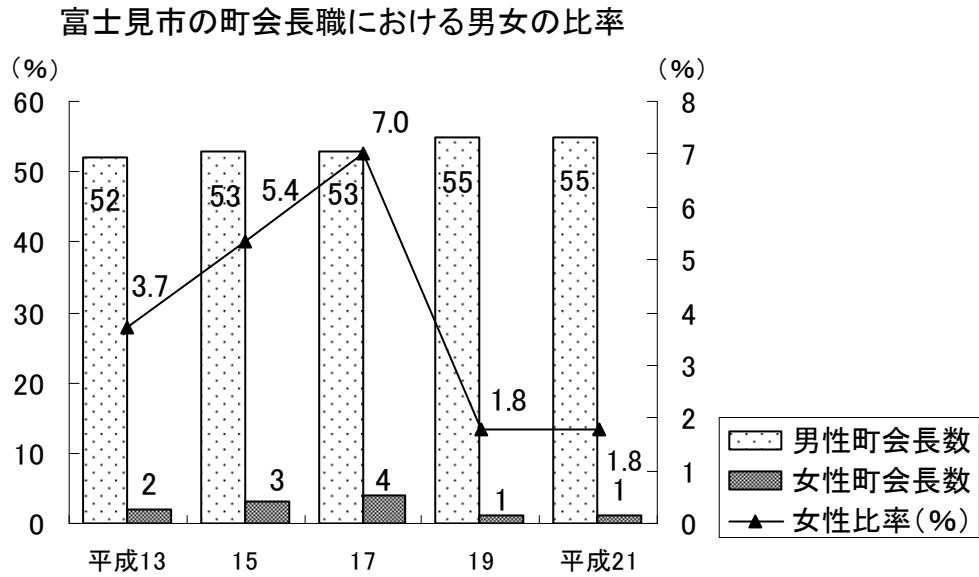
審議会等委員に占める女性の割合は、平成 21 年度 33.2%（平成 21 年 10 月 1 日現在）であり、全国の市区における女性委員割合 23.3%（平成 21 年 4 月 1 日現在）からみて、やや高い参画率ではあるものの、本市の審議会等における女性の参画目標値は 40%であり、今後も向上に向けての取り組みが必要とされます。



資料：富士見市審議会等の設置状況に関する調査より

### ③ 町会における女性の参画状況

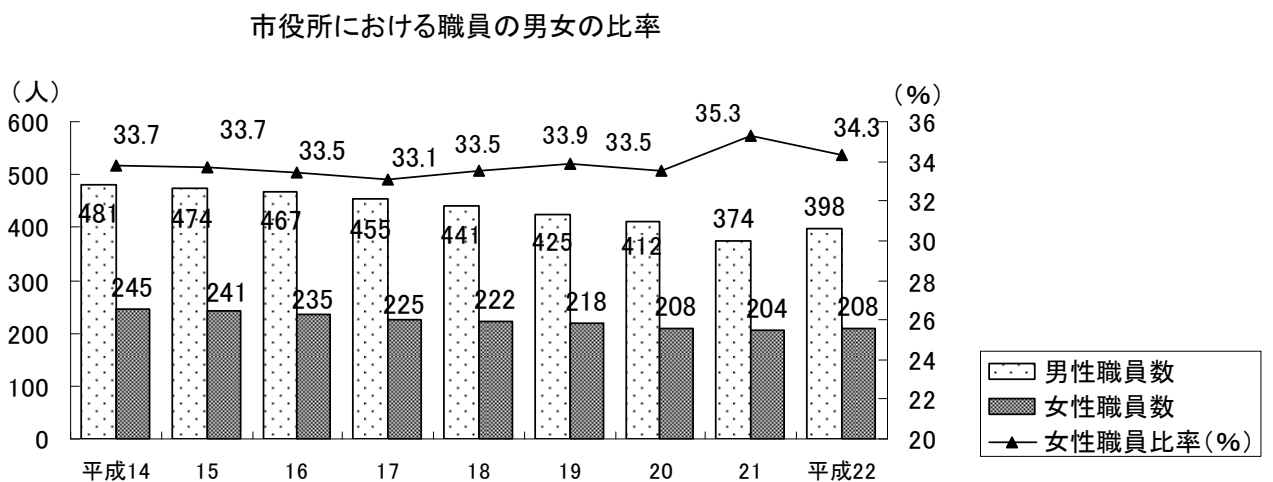
地域活動のリーダーである町会長に占める女性の割合は、1.8%と大変低い参画率になっています。



資料:協働推進課作成データより

### ④ 市役所における女性職員の割合

市役所女性職員の割合は、34.3%（平成22年4月1日現在）であり、全国の地方公務員採用試験合格者に占める女性の割合24.7%（平成20年4月1日現在）と比べて高い数値ですが、埼玉県における女性職員の割合35.1%（平成21年4月1日現在）と比べるとやや低い状況にあります。

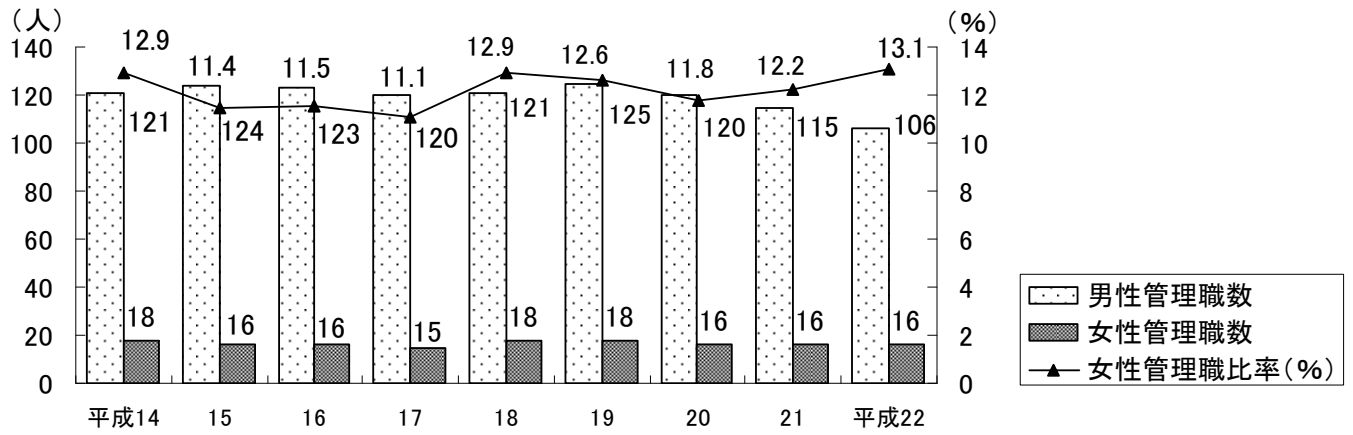


資料:職員課作成データより

⑤ 市役所における役付（副課長級以上）女性職員の割合

市役所の役付女性職員の割合は 13.1%（平成 22 年 4 月 1 日現在）であり、市役所における女性職員の割合 34.3%と比べて低い状況です。

市役所における副課長級以上の男女の比率



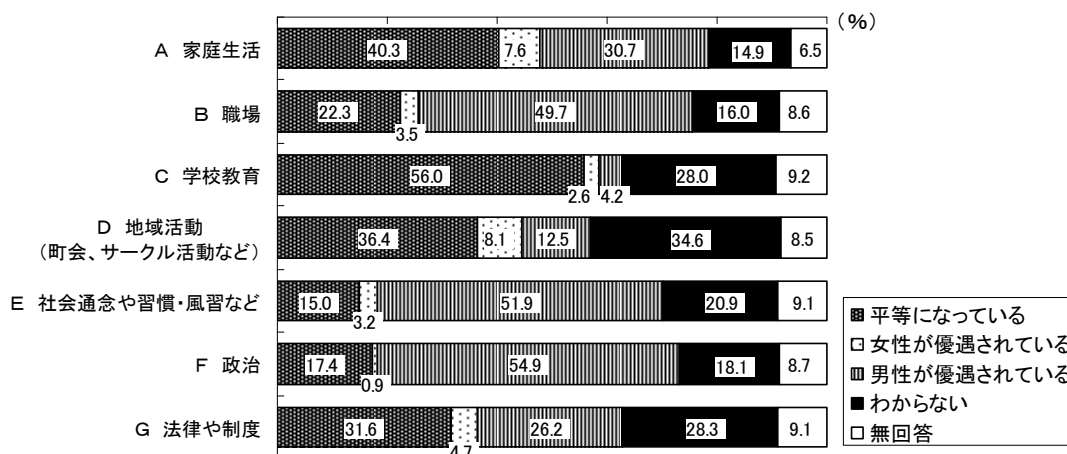
資料: 職員課作成データより

## 5 男女共同参画に関する市民の意識

※富士見市男女共同に関する市民意識調査報告書より（平成 20 年実施）

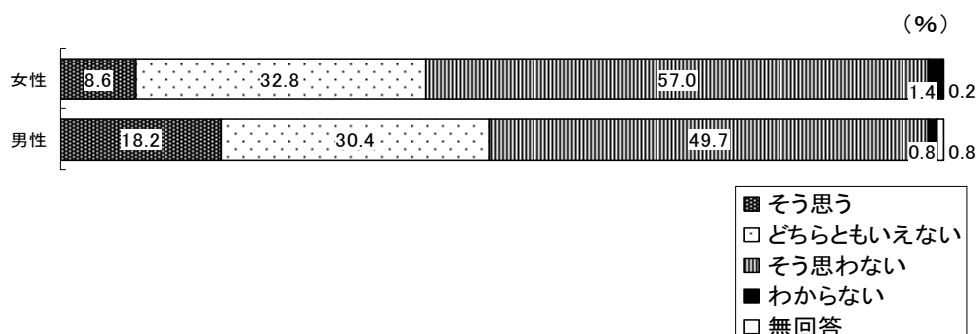
### ① 男女の地位の平等感について

学校では 56.0%と、半数以上が平等という結果になりました。一方で、「職場」「社会通念や習慣・風習」「政治」の場では、約半数が「男性が優遇されている」という結果になりました。



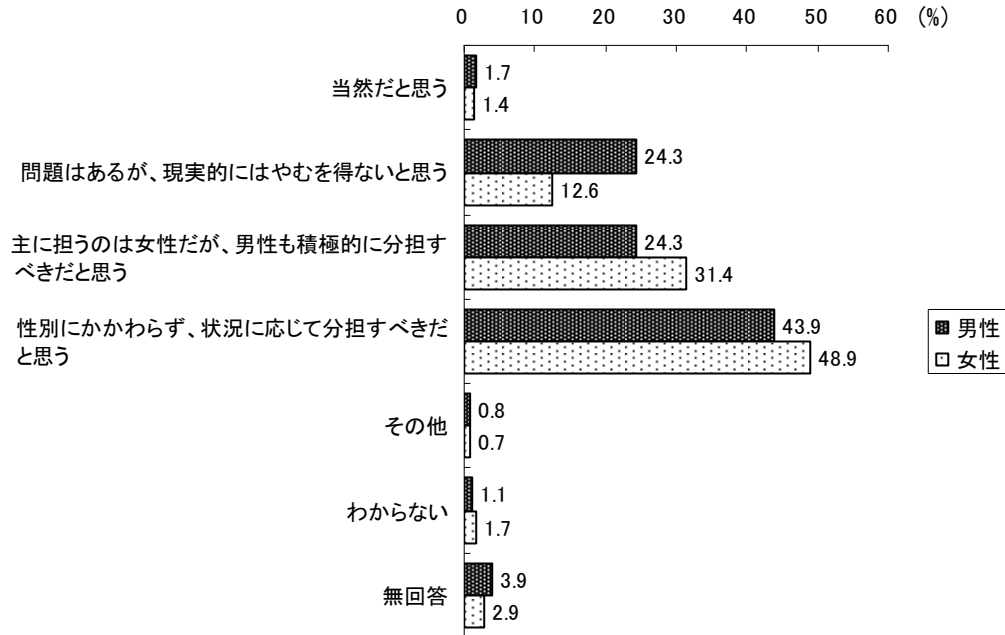
### ② 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

男性の方が、「そう思う」と答えた割合が高くなりました。年代別では、男性は 60 代以降、女性は 70 代以降になると「そう思う」が増える傾向があります。



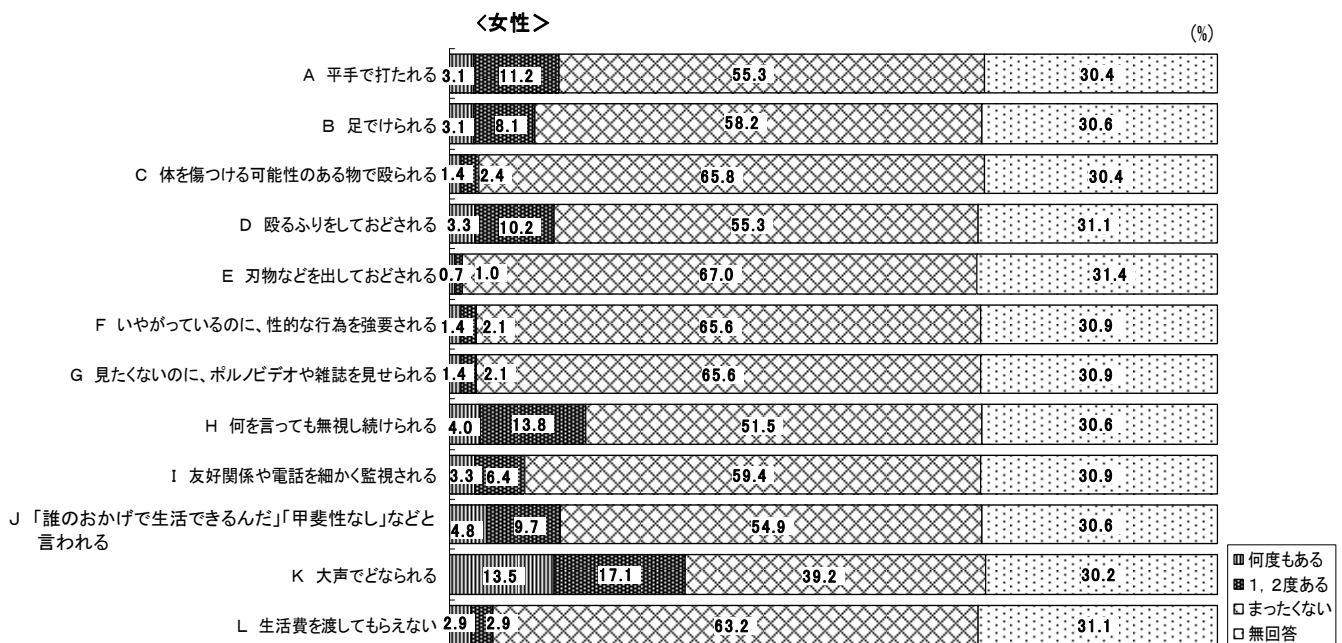
### ③ 女性が介護の主たる担い手となることについて

「性別にかかわらず、状況に応じて分担すべきと思う」が男女とも最も多い結果となりました。性別で見ると「問題はあるが、現実的にはやむを得ないと思う」が男性 24.3%、女性 12.6%と、男性が 11.7ポイント上回りました。



### ④ 配偶者などからの暴力の被害経験について

配偶者などから暴力を受けた女性の被害経験は、「大声でどなられる」30.6%、「無視し



⑤ 地方自治体などの施策への女性の意見・考え方の反映度について

反映されていると考えている男性 39.9%に対して、女性 22.4%と 18 ポイントの差がありました。全体としては「どちらともいえない・わからない」が最も多い結果になりました。

